

消費者の視点に立った消費者行政の実現について

昨今、消費生活用製品事故の多発、冷凍ギョウザによる中毒事件など、消費者の安全を脅かす事態が発生している。

また、高齢者への次々販売や投資詐欺などの悪質商法による消費者被害、多重債務問題の深刻化など、消費者問題は益々複雑・多様化してきている。

このような中、国においては、消費者行政を統一的・一元的に推進するため、新組織を設置するための法案が提出されている。これを真に実効あるものにしていくためには、消費者に身近で日常的に接する地方自治体の役割こそが重要であり、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要である。

このため、新組織の検討に当たっては、現場で対応している都道府県の意見を十分に反映させるとともに、新組織と関係省庁の役割や権限を明確にするべきである。

また、地方の消費者行政を強化するためには、苦情相談体制の強化が必要であることから、相談員及び立ち入り検査を行う指導員などの設置・拡充や十分な研修機会の確保など組織強化や権限委譲などに伴い地方公共団体に生じることとなる新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当することが必要である。

さらに、食の安全・安心については、国民生活を支える柱であり、消費者のニーズを踏まえた法制度の整備や、監視・指導体制の強化など消費者の視点に立った食品安全行政を推進することが必要である。

このため、食品表示制度については、JAS法、食品衛生法、景品表示法、健康増進法などの関係法令の整理、食品表示基準の統一などにより、消費者等に分かりやすい表示制度を促進するべきである。

また、悪質な不適正表示により食の安全安心に深刻な影響を与えた事業者に対しては、食品衛生法と同様に営業停止命令等を行えるようにするなど、関係法令においても処分権限や罰則を強化することが必要である。

新たな消費者行政の展開は、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることにより、産業界も安心して新商品や新サービスを提供できるようになり、産業活動を活性化させるものである。消費者の利益にかなうことは企業の成長をもたらし、産業の発展につながるものであることから、実効性のある対策を早急に講じていただきたい。

- 1 消費者行政を推進するための新組織のあり方については、現場で対応している都道府県の意見を十分に反映させるとともに、新組織と関係省庁の役割や権限を明確にすること。
- 2 国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築に当たっては、地域規模など実情に配慮し、地方の自主性を重んじるとともに、すべての地方自治体で活用できる仕組みとすること
- 3 消費者行政の推進に当たっては、消費者に身近な地方自治体における体制強化が不可欠であることから、地方自治体において、苦情相談に迅速に対応し、実効性ある事業者指導が実施できるよう、改善命令や営業停止処分等の規制権限を幅広く県に委譲すること。さらに相談員及び立ち入り検査を行う指導員等の設置・拡充や十分な研修機会の確保など新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当すること
- 4 食品表示制度については、関係法令の整理、食品表示基準の統一などにより、消費者等にわかりやすい表示制度を促進するとともに、悪質な不適正表示により食の安全安心に深刻な影響を与えた事業者に対しては、営業停止命令等を行えるようにするなど処分権限や罰則を強化すること